

児童の虫歯予防処置「シーラント」のお知らせ

初めての永久歯(6才臼歯)を虫歯から守るため、虫歯になりやすい奥歯の溝を薄いプラスチックの膜で覆う「シーラント」を行います。希望される方はお申し込みください。



- 日時 3月13日(土) 13:30~15:00
(1人につき10分程度 予約制)
※当日は歯みがきをしてきてください。
- 場所 げんきの杜 保健指導室
- 対象者 6才臼歯が生えている小学生で、シーラントを4本完了していない児童
- 費用 無料
- 締め切り 3月8日(月)
- 申し込み・問い合わせ先
子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線226)

税務署での相談は、事前の予約をお願いします

税務署では、**面接相談の事前予約制**を実施しています。電話での回答が困難な相談内容(具体的に書類や、事実関係を確認する必要がある場合など)については、電話等で所轄の税務署に事前に相談日時を予約してください。

なお、制度や法令等の解釈・適用についての一般的な相談については、下記Step 2において、「1」を選択することで、電話相談センターへの相談が可能です。

【STEP1】

所轄の税務署へ電話をかけます。(受付8:30~17:00)
※土、日、祝日及び年末年始を除く

行橋税務署 TEL 0930-23-0580

【STEP2】

音声案内に従い「2」を選択

※「番号が確認できません」という音声案内があった場合は、「*」・「#」を押してから番号を選択してください。

- 1、電話相談センター
 - 2、申告相談の事前予約等
 - 3、消費税の軽減税率制度についての一般的なご相談等
 - 4、納税の猶予制度についてのご相談等
- (注) 所得税等の確定申告期は、「0」に確定申告に関するご相談などが追加されます。

【STEP3】

税務署の職員が応答しますので、「**面接相談の事前予約である旨**」お伝えください。職員が、「氏名」・「住所」・「相談内容」などをお伺いし、予約を受け付けます。また、相談日に必要な書類等をお伝えしますので、当日ご持参ください。

- 問い合わせ先
行橋税務署 TEL 0930-23-0580
国税庁HP <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/denwa-sodan/index.htm>

身体障がい者巡回相談のお知らせ(肢体不自由の方の補装具相談)

身体障がい者巡回相談は、待ち時間短縮や相談者の利便向上及び効率的な事業運営のため、事前予約制を導入しています。

相談希望の方は、事前予約が必要となりますので、3月26日(金)までに長寿福祉課福祉医療係までご連絡ください。

巡回相談当日に予約を行わないで来場した場合は、受付ができませんのでご注意ください。

- 日時 4月14日(水) 10:00~15:00
(受付時間 9:30~11:30、12:30~14:30)

※予約人数が少ない場合は午前中みの受付で終了します。

※障がい者ご本人が来場してください。

- 場所 豊前市総合福祉センター(豊前市役所横)

■相談内容

肢体不自由の補装具(義肢、装具)費の新規支給・再支給・修理の要否判定、処方

※ただし、車椅子、電動車椅子、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置の相談、要否判定等は行いません。

■持参するもの

- ・印鑑
- ・身体障害者手帳
- ・補装具再支給の場合は、前回支給された補装具
- ・補装具修理の場合は、修理が必要な補装具

- 問い合わせ先
長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線166)

農業者年金に加入しませんか!!

農業に従事する方なら広くご加入いただけます

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

■特徴

- ・積立方式・確定拠出型の年金です。
- ・保険料の額は自由に決められます。月額20,000円~67,000円の間で1,000円単位
- ・終身年金で80歳までの保証付きです。
- ・公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。(支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象)
- ・農業の担い手には、政策支援(保険料の国庫補助)があります。(認定農業者などで一定の要件を満たす方が対象)

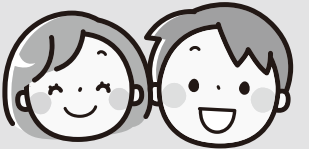
農業者年金の詳しい内容や加入のお申し込みは、農業委員会または最寄りのJA(農協)か、農業者年金基金にお問い合わせください。

- 問い合わせ先
農業委員会 TEL 72-3151(内線250)
福岡県農業協同組合 築東支店 TEL 72-2010
農業者年金基金 TEL 03-3502-3942

定住促進結婚祝金の申請をお忘れではないですか?

若い世代の結婚を祝福し、町への移住・定住を促進するため、上毛町に定住する意思のあるご夫婦に祝金を交付します。

- 対象者 **平成31年4月1日以降**に結婚し、結婚後3ヶ月以内に町の住民基本台帳に登録され、引き続き1年以上居住しているご夫婦
祝金の申請日において、ご夫婦ともに45歳以下であること
※町税などに滞納がある場合や、過去にこの祝金の交付を受けたことがあるご夫婦は対象となりません。



祝金

ご夫婦1組に対して112,200円を交付します。(1回限り)
※町が実施する婚活イベントがきっかけで結婚されたご夫婦には50,000円を加算します。

- 申請・問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線124)

定住促進奨励金の申請をお忘れではないですか?

町への移住・定住を促進し、人口の増加と町の活性化を図るため、住宅を新築、建替えまたは購入した方に奨励金を交付します。

- 対象者 町の住民基本台帳に登録され、**平成31年4月1日以降**に居住するための住宅を新築、建替え、または購入した方
※空き家など中古住宅を購入した場合も該当します。
※コモンパーク上毛彩葉分譲宅地に新築した場合は該当しません。
※町税などに滞納がある場合や過去にこの奨励金の交付を受けたことがある方は対象となりません。



■奨励金の額

区分	対象	奨励金の額
住宅	居住用の部分(店舗兼用住宅の場合は店舗部分を除きます)	固定資産税相当額 (新築軽減がなされている場合は軽減後の額) ※共有名義の場合は居住(同居)している方名義の分が該当します。
土地	対象住宅が建築された土地で330㎡まで(対象者または同居される方名義の土地に限ります)	

- 交付期間 固定資産税が初めて課税される年度から最長3年間交付します。
- 申請手続き 固定資産税が課税された後に申請手続きができますが、**奨励金の請求は対象年度の固定資産税を完納した後となります。**

■申請に必要な書類

- ・上毛町定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)
- ・世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの)
- ・新築または建替えの場合は建築基準法による検査済証の写し、購入の場合は売買契約書の写し
- ・登記事項証明書
- ・公課証明書
- ・世帯全員が町税等を滞納していないことが確認できる書類または非課税であることが確認できる書類(町外からの転入者については、転入前の市区町村で取得したもの)
- ・他用途との併用住宅の場合は居住部分との区分が確認できる書類
- ・その他町長が必要と認める書類

- 申請・問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線122)

消費生活相談窓口臨時閉鎖のお知らせ

毎週火曜日・金曜日に開設している「吉富・上毛消費生活相談窓口」を以下の日程は閉鎖します。

■閉設日 3月16日(火)、30日(火)

ご迷惑をお掛けいたしますが、よろしくお願ひします。なお、上記日程の消費生活相談に関しては、問い合わせ先までご連絡ください。

- 問い合わせ先
開発交流推進課 開発交流推進係
TEL 72-3111(内線233)

司法書士による「返済にお困りの方のための電話相談会」

コロナ禍により日々深刻さを増す昨今の経済状況を踏まえ、多重債務(借金)に関する問題について司法書士が電話で相談に応じます。相談会当日以降も同番号にて平日18~20時まで相談可能です。

- 日時 3月27日(土) 10:00~16:00
- 相談方法 電話相談(無料) TEL 0570-783-544
- 主催 福岡県司法書士会
福岡県青年司法書士協議会

- 問い合わせ先
福岡県司法書士会事務局 TEL 092-722-4131